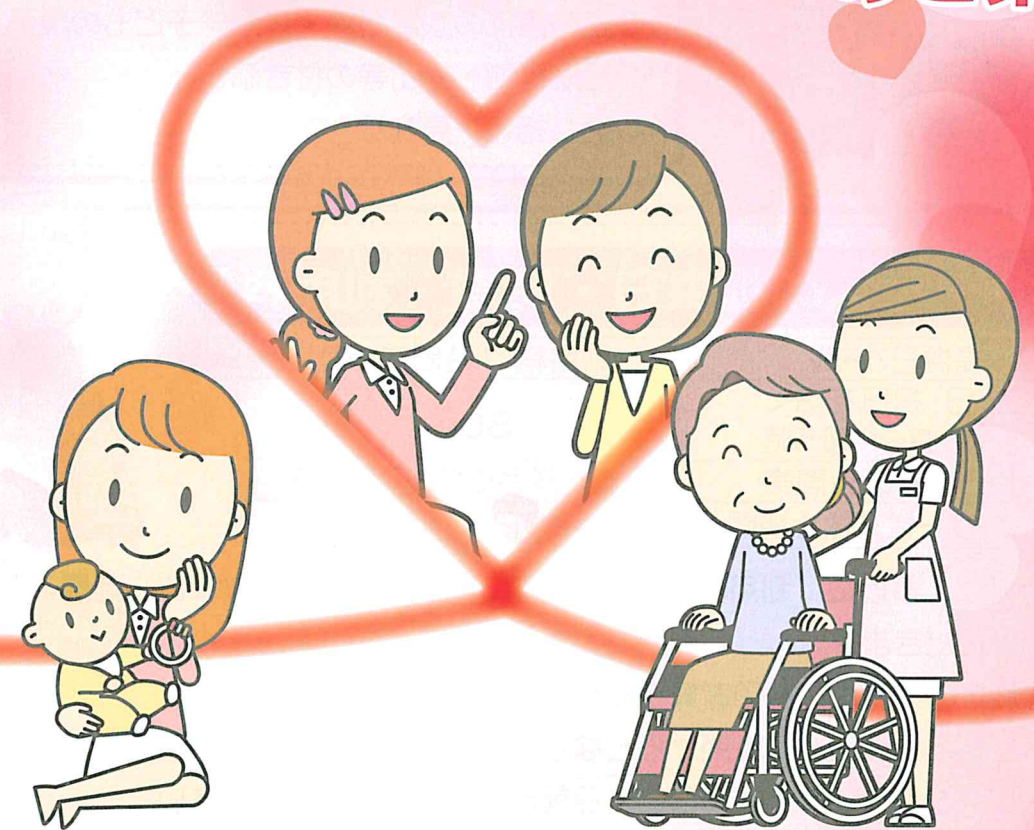


ふれあいサービス事業 産後ヘルパー派遣事業 のご案内



お申し込み・お問い合わせは

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会

【本部】〒356-0011 ふじみ野市福岡 1-1-1

電話 049-264-7212 / FAX 049-264-9440

ホームページ <http://www.fujimino-shakyo.or.jp>

【大井支所】〒356-0058 ふじみ野市大井中央 2-2-1

電話 049-266-1981 / FAX 049-266-1907

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

令和3年4月発行

誰もが安心して暮らせる街づくりをめざして

「住み慣れた地域で、家族や友人と共に暮らしたい」これは全ての人々の共通の願いです。ふじみ野市社会福祉協議会は、こうした願いがかなえられるよう住民参加による福祉の街づくりを進めています。

この事業は、お互いに助け合い支え合える、思いやりのあふれる街づくりを進めるため、社会福祉協議会の会員の方々が日常生活でお困りの時、家事等のお手伝いをする事業です。

社会福祉法人ふじみ野市社会福祉協議会

ふれあいサービス事業

『ふれあいサービス事業』は、社協の会員同士が「困った時はお互い様」の精神で行う助け合い活動です。日常生活でお困りの時に事前に登録された『協力員』がご自宅をご訪問し、家事援助や産後のお手伝い・外出の付き添い等をいたします。



【サービスの内容】

- ◇家事援助（掃除・洗濯・買い物・食事の支度など）
- ◇産前産後の家事援助・沐浴・子どもの世話
- ◇通院介助・外出等の付き添い
- ◇話し相手・見守り

【サービスの提供日・時間・利用料】

提供日・時間	利用料(1時間あたり)
土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時	800円
上記以外の時間帯	上記料金に200円加算
※サービス休止期間	12月29日～1月5日



※利用料は、事前に『利用券』（800円・200円／10枚単位）を購入し、お支払いいただきます。

※交通費等の実費は、利用者負担となります。

※サービスの提供は、1時間からとなります。（1時間を越えた場合は、15分単位）

※サービスを受けようとする日の3日前までにお申し込みください。

【ご利用いただける方】

ふじみ野市社会福祉協議会の会員で、高齢者や障がい者・妊産婦・病気や怪我などで家事や育児・外出等で困っている方。

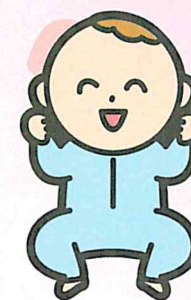
※『ふれあいサービス事業』は、社協会員同士の助け合い活動です。ご利用時には、『社協会員』であるか確認をさせていただきます。なお、未加入であれば、その場で加入いただくことでご利用できます。また、家事援助等のお手伝いをする【協力員】も社協会員です。

※社協の会費（年会費）は・・・ 一般会員 500円以上
特別会員 1,000円以上

産後ヘルパー派遣事業

～利用料の半額補助で、
産後のママを応援します！～

産後間もないお母さんは育児や家事など、心身共に大変な時期です。産後をゆったり、安心して過ごせるよう、家事や沐浴・子どもの世話等のお手伝いをいたします。



【対象となる期間・回数・時間数】

産後に『ふれあいサービス事業』の家事援助・沐浴・子どもの世話等をご利用いただく際に、利用料の半額を下記の条件で補助いたします。

出生児	利用できる期間	回数	時間
1人	産後3ヶ月間	週5日以内	1回2時間以内
2人以上	産後6ヶ月間		1回3時間以内

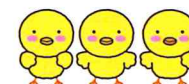


※原則として、出産予定日の1ヶ月前までにお申し込みください。

【利用料（利用者負担額）】

提供日・時間	利用料(1時間あたり)	利用者負担額(1時間あたり)
土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時	800円	400円
上記以外の時間帯	上記料金に200円加算	上記料金に100円加算
※サービス休止期間 12月29日～1月5日		

協力員を募集しています



『ふれあいサービス事業』『産後ヘルパー派遣事業』の協力員としてお手伝いいただける方を募集しています。特別な資格等は必要ありませんので、先ずはお問合せください。

1時間につき800円の費用弁償が支払われます。